

○群馬県警察職員の健康安全管理に関する訓令の制定について（例規通達）

昭和53年2月22日群本例規第3号（厚）警察本部長

改正

昭和60年3月群本例規第4号（務）  
昭和60年8月群本例規第10号（務）  
昭和61年3月群本例規第7号（務）  
昭和62年4月群本例規第7号（務）  
昭和63年4月群本例規第7号（務）  
平成4年6月群本例規第18号（務）  
平成6年3月群本例規第9号（務）  
平成11年3月群本例規第7号（務）  
平成15年3月群本例規第7号（務）  
平成16年1月群本例規第4号（厚）  
平成16年3月群本例規第12号（務）  
平成20年3月群本例規第12号（務）  
平成21年3月群本例規第14号（務）  
平成22年3月群本例規第6号（務）  
平成23年2月群本例規第5号（総企）  
平成25年3月群本例規第6号（総企）  
平成27年3月群本例規第8号（総企）  
平成29年12月28日群本例規第25号（厚）  
平成30年3月7日群本例規第2号（務）  
令和3年10月22日群本例規第24号（厚）

この度、健康及び安全管理体制を整備し、その充実強化を図るため、群馬県警察職員の健康安全管理に関する訓令を制定し、昭和53年4月1日から施行することとしたが、訓令の要点及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、所属職員に周知徹底を図り、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

職員の健康管理に関しては、群馬県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和43年群馬県警察本部訓令甲第9号）により行ってきたところであるが、最近のいわゆる成人病患者の増加並びに各種健康診断の多様化等により、きめ細かな健康管理を進めるうえで必ずしも実情に即しなくなってきたこと、また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）が制定され、職場における健康管理体制の強化を義務づけるとともに、職場内における安全責任体制の明確化を定めていること等から、新たにこの訓令を制定し、職員の健康及び安全に関する管理体制（別添参照）を充実強化することにより、健康安全管理の万全を期することとしたものである。

第2 訓令の要点等

1 総則（第1条）

職員の健康の保持及び安全管理に関しては、従来、労働基準法（昭和22年法律第49号）によって規定されていたが、労働安全衛生法の施行に伴い、法及びこれに基づく政令、規則等が基本的に適用されることになり、具体的にはこの訓令によることを明らかにした。

なお、術科訓練と警察車両運転に伴う安全措置等については、群馬県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（昭和50年群本例規第15号）及び群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令（昭和52年群馬県警察本部訓令甲第1号）に規定されており、このほか、安全管理について既にそれぞれの内部訓令等に規定されているものについては、そのまま適用することとした。

2 所属長の責務（第2条）

所属長の責務として警察職務の特殊性にかんがみ、警察職員の健康の保持・増進及び安全の確保に努めて、職員の幸福を図り、もって警察力の充実強化に貢献しなければならないことを訓示

規定したものである。「快適な職場環境の実現」とは、換気、採光、照明、保温、防湿、休養、清潔保持等の措置が含まれる趣旨である。

### 3 職員の責務（第3条）

職員は、この訓令による健康、安全管理に関する決定、指示等の処置に従わなければならないことを義務付けるとともに、職員がこの健康安全面における自己管理及び安全の確保について努力すべき旨を規定化した。

### 4 総括健康安全管理者等（第5条―第8条）

県警察における健康安全管理業務の統括責任者として、総括健康安全管理者（警務部長）を置くほか、その下に主任健康安全管理責任者（厚生課長）を置くこととした。

また、すべての所属に健康安全管理担当者（所属長）及び健康安全管理事務取扱者（次席等）を置き、健康安全管理の徹底を期することとした。

### 5 安全衛生管理者（第9条）

職員が50人以上の所属に、衛生に係る技術的事項を管理させるため、衛生管理者（都道府県労働基準局長の免許を受けた者）を設けることが法で義務付けられているほか、これとは別に法的義務はないが、安全管理者を置くことが要求されている。

警察は、その職務の性質上柔剣道、体育、射撃訓練、交通事故処理、レンジヤー訓練をはじめ、爆発物の処理、火災実験、化学薬品の取扱い、乾燥業務、ボイラー・発動発電機の取扱い、自動車整備工場におけるガス集合装置を用いての金属の溶接等（詳細は、別表参照）常時、危険の伴う業務及び諸器具等の操作に伴う危害のおそれが多いところから安全管理について十分な配慮、対策を要する面が非常に多く、それぞれの部門に応じて危害防止を図るうえからも、安全管理者の配置が特に必要である。

しかし、衛生管理者のほか、安全管理者を別個に置くことは、煩さであり、小規模署など組織の実情からいつでも困難であるので、本県警察においては、両者を合体させた独立の機関方式を採つて、「安全衛生管理者」とし、厚生課、交通機動隊、運転免許課、高速道路交通警察隊、警察学校及び警察署（職員が50人未満の警察署を除く。）に置くこととした。

### 6 安全衛生事務取扱担当者（第10条）

安全衛生管理者を置かない警察署に安全衛生事務取扱担当者を置き、健康安全管理体制の強化と当該業務の効果的な推進を図ることとした。

### 7 健康管理医（第11条）

(1) 法では、常時50人以上の職員を使用する職場ごとに産業医を選任し、職員の健康管理を担当させることになっている。しかし、警察業務は産業とはみなし難く、産業医の名称もなじまないため、本県警察においては、健康管理医として委嘱することとした。

なお、常時50人以上の職員を使用していない警察署についても、医学に関する専門的知識を有する者に職員の健康を管理させる観点から健康管理医を委嘱することとした。

(2) 健康管理医は医学的・専門的分野の立場から職員の健康管理等に係る指導及び助言を行うほか、本部の健康管理医は本部庁舎における診療、健康相談並びに本部江田町庁舎、鑑識科学センター、総合交通センター、機動隊、高速道路交通警察隊及び警察学校における巡回健康相談を実施し、各警察署に置く健康管理医は当該警察署員に対する健康相談を実施することとした。

### 8 安全衛生委員会（第12条）

(1) 法は、職員50人以上の事業所の安全委員会及び衛生委員会を設置し、両種の委員会は必ず開催するよう事業者に義務付け、健康と安全の管理についての基本的事項を審議し、委員会が事業者に対して意見を提出し得るよう規定した。

しかし、警察においては、業務の運営に関する幹部会議がひん繁に開催されているところから、この業務運営会議の一分野として、安全と衛生の委員会を同時に開催することが効果的であるところから、本県警察においては両者を合体し、安全衛生委員会と呼称し、運用することとした。

(2) 具体的には、本部及び職員50人以上の警察署に安全衛生委員会を設け、職員の健康障害の防止等について意見を集約し、これを健康安全管理対策に反映しようとするものである。

### 9 野外実験等の場合の体制（第16条）

(1) 「野外実験」及び「共同野外実験等」とは、所属長又は他の官・公署等の長が、通常管理する場所以外の場所（所属長及び他の官・公署等の長が通常管理する場所を通常の使用目的と異なつた用途に使用する場合を含む。）が一体となつて、臨時に行う実験調査、観測等次に掲げる業務で、職員が災害を受けるおそれの多いものをいう。

ア 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、可燃性のガスを使用するもの

イ 有害ガスの発生を伴い、又は伴うおそれのあるもの

ウ 多量の水の流出、土砂の崩壊、なだれ水等を起こし、又は起こすおそれのあるもの

エ 構造物の破壊、燃焼等を伴うもの

オ 職員が墜落するおそれのあるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、職員が災害を受けるおそれの多いもの

警察では、爆発物の取扱処理及び火災実験とこれに伴う周囲の警戒、見張り、レンジャー訓練（渡行訓練）、防災訓練等の場合等が当たるが、特に危害防止に配慮することが必要である。

(2) 「必要な万全の措置」とは、健康安全管理担当者が必要と認める場合において、責任者の事務を補助する者を置くこと。業務に従事する職員の健康管理及び安全管理を完全にするために、必要な機器等を備えること並びに必要なに応じ消防署等へ野外実験又は共同野外実験等を実施する旨を事前に連絡しておくこと等をいう。第1項の実験等を行う場合及び健康安全管理の責任者、総括責任者を指名した場合の報告様式を定め、所要事項を記入し、本部長に報告することとした。

#### 10 危害防止主任者（第17条）

(1) 所属におけるボイラー、放射線業務に係る作業場には、作業所ごとに危害防止主任者を指名し、危害防止の事務を行わせることとした。

(2) 「その他特に必要があると認める作業場」とは、危害発生のおそれが高いと思われる業務を行う作業場、例えばけん銃射撃場、火災実験室、柔剣道の道場、特定の化学薬品、有機溶剤、エックス線作業、ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行う自動車整備工場等の屋内作業場等をいう。

(3) 危害防止主任者を指名する場合は、当該業務の内容によつて、所定の免許又は資格を必要とするものは、その免許又は資格を有する者のうちから、特に免許又は資格を必要としないものは、当該業務に関する知識・経験が豊富で、かつ、技能の優れた者のうちから指名すること。

#### 11 継続作業の制限等（第18条）

キーパンチャーの打鍵作業に従事する職員の作業管理を、原則として次により行うものとし、障害発生に留意すること。

(1) さん孔作業時間は、1日300分以内とすること。

(2) 一連さん孔作業時間は、60分を超えないようにすること。

(3) 休憩時間は、作業間に10～15分ぐらいの休憩を同一室内で作業する者にいつせいに与えるようにすること。

(4) 騒音、照明、室温、作業室の広さ、休憩施設、作業姿勢の保持等、作業環境の管理に配慮すること。

#### 12 中・高年齢職員等に対する配慮（第19条）

「中高年齢職員」とは、おおむね中高年齢者等の雇用促進に関する特別措置法施行規則（昭和46年労働省令第24号）第1条に規定する年齢（45歳）以上の職員をいう。「特に配慮を必要とする職員」とは、健康診断の結果に基づく指導区分の指定を受けないが、健康障害の防止上、特に配慮を必要とする虚弱者、身体障害者等をいう。

健康安全管理担当者は、中高年齢職員や身体障害職員等については、その職員の心身の条件に応じて適切な配置を行う等、特に配慮することが必要である。

#### 13 職員の意見聴取（第22条）

健康安全管理担当者は、職員の意見を聴くための措置として、職員懇談会の開催、提案制度の採用、アンケートの実施等に努めることとした。

#### 14 健康診断（第23条）

旧訓令に定められていた健康診断の種類、対象区分、対象者等は、実情に即しないため、これ

を改めて健康診断を定期健康診断、成人病健康診断、特別健康診断、採用時健康診断、臨時健康診断の5種類に分け、成人病健康診断は、中高年齢職員を対象とする健康診断とし特別健康診断は、職業病ともいふべき有害業務に従事している職員を対象とする特殊な健康診断とし、その対象・実施項目・期間等を明確にした。また、各種健康診断の種類、検診区分、検診項目、対象者、実施回数等について、わかりやすいように別表とした。

15 健康診断の実施担当者（第24条）

各種健康診断の実施担当者について、明文化した。

16 受診の義務（第25条）

職員は、指定された健康診断の受診時において休職又は長期療養中の者、採用時健康診断実施後、3か月を経過していない者、妊娠中の者その他やむを得ない事情があり、所属長の承認を受けた者を除いては、原則として受診に努めることを義務付けた。

17 成人病健康診断（第29条）

成人病対策として、年齢その他の事情を勘案した総合精密検診（短期人間ドック）を行うことを規定した。

18 臨時健康診断（第30条）

総括健康安全管理者は、次に掲げるような場合には、臨時健康診断を行うこととした。

- (1) 伝染病疾患の流行又は流行のおそれがある場合
- (2) 特定の職場で身体の異常を訴える者又は病気による休暇をとる者が多い場合
- (3) 精神障害のため自身を傷つけ、又は他の職員に危害を及ぼすおそれがある場合
- (4) ガス等により急性中毒にかかった場合
- (5) その他必要を認める場合

19 管理指導区分の指定（第35条）

- (1) 最近における健康異常者の現状にかんがみ、旧訓令による循環器系疾患の指導区分のうち、「HA」、「HB」、「HC」の3区分を改めて、「A」要療養、「B」要軽業、「C」要注意、「D」経過観察の4区分とし、結核性疾患の8区分を改めて「A」要療養、「B」要軽業、「C」「C2」要注意、「D2」経過観察の5区分としたほか、その他の疾患として<sup>(A)</sup>、<sup>(B)</sup>、

<sup>(C)</sup>の3区分を「A」要療養、「B」要軽業、「C」要注意、「D」経過観察の4区分に改めた。また、公傷、私傷病を問わず、すべての疾病を指定対象としたほか、医療（生活）管理及び勤務管理の指導事項をわかりやすいように別表として、それぞれの基準に従って、区分と措置ができるようにした。

- (2) 職員は、健康診断による場合を除き、自己が結核性疾患又は循環器系疾患のあることを知ったときは、所属長に報告して当該疾患に係る指導区分の指定を受けることができるように規定した。

20 指導区分の変更（第36条）

指導区分の指定を受けている者について、その後の病状の変化により、当該指導区分の変更をすることができることとし、病状に応じて適切な指導管理を図ることとした。

20の2 過重労働による健康障害防止対策（第4章の2）

平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法（平成17年法律第108号）において、過重労働対策として事業主が講じるべき措置を規定し、長時間勤務した者に対する医師による面接指導制度が創設されたことを踏まえ、群馬県警察における過重労働による健康障害の防止について、必要な事項を規定した。

20の3 過重労働者がいる場合の措置（第44条の4）

- (1) 別に定める疲労蓄積度自己診断チェックリストは別記様式第1号とし、別に定める面接指導等実施記録表は別記様式第2号とする。
- (2) 警察署において輪番制により当直勤務に従事している職員とは、6日に1回の周期により当直勤務に従事する職員に限る。

20の4 面接指導（第44条の5）

別に定める健康相談票は、別記様式第3号とする。

21 伝染病発生の際の措置（第45条）

旧訓令による伝染病発生に対する措置は、職員のみを対象としていたが、これを家族（同居者）にまで及ぼすこととし、その管理範囲を広げた。また、健康安全管理担当者の報告及び関係機関との連絡等その措置について規定した。

22 伝染病転帰の際の措置（第46条）

「転帰」とあるのは、治ゆ又は死亡をいう。

旧訓令では、職員が伝染病り患者になった場合における転帰の際の措置が定められていなかったため、新たに規定するとともに、報告様式を定め本部長に報告することとした。

23 予防接種（第47条）

予防接種の実施について、具体的に定めるとともに、実施した場合の報告様式を定め、本部長に報告することとした。

24 防疫（第48条）

宿直室、食堂等について、定期清掃を実施し防疫に努めることを規定した。

なお、集団生活を必要とする警察学校及び機動隊の健康安全管理担当者は、次に掲げる事項を励行する等、職員の伝染病予防措置を講ずる等、環境衛生に特別の努力を払うこと。

(1) 炊事従事員に対する定期的検便

(2) 便所、手洗所等の消毒薬液の備付け及び交換

25 勤務環境の維持・改善（第49条）

採光、照明、換気等をはじめ、寝具乾燥車の各署巡回及び各所属における寝具乾燥の実施等、健康安全管理担当者及び主任健康安全管理責任者の行う勤務環境の整備改善について規定し、勤務環境の維持・改善を図ることとした。

ここでいう「当該所属」とは、職員の勤務する場所を指し、職員が業務、訓練等を行う場所及び休憩室等で所属長が通常管理する場所を含む。

26 健康管理（第50条）

警察職務の特殊性として、常に精神的、肉体的な緊張の連続を余儀なくされ、当直勤務、交替制勤務等他の公務員には見られない勤務形態や厳しさが要求される。

また、中高年齢層の警察官の疾病による死因は主として成人病である。したがって、健康安全管理担当者は、常に職員の健康状態に留意し必要な対策を講ずることを明文化した。

27 救急用具の備付け（第51条）

本部及び警察署に、負傷者、急病者の応急手当に必要な救急・用具・薬品等を備え付けることを明文化した。

28 元気回復のための措置・保健衛生教養（第53条・第54条）

健康安全管理担当者は、職員の健康の保持・増進を図るための体育活動、レクリエーション活動等の計画を樹立し、及びこれらの活動を通じて元気回復を図るとともに、職員の文化活動を育成援助すべき旨並びに保健衛生教養を行うべきことを規定した。

29 危険防止のための措置（第55条）

健康安全管理担当者は、機械、器具その他の設備、有害物質等による職員の被災事故を防止するため、職場における施設、設備の整備、点検その他必要な措置をとることを規定した。

30 緊急事態に対する措置（第56条）

(1) 「災害による緊急事態」とは、風、水、火、震災及び爆発等の事故により、現に職員に危害を及ぼし又は危険が急迫した状態をいう。

(2) 「関係者等」とは、守衛、危害防止主任者、消防署、病院等をいう。

(3) 「その他適切な措置」とは、避難の経路、場所の設定及びそれらの通報、危険場所への立入禁止等をいう。また、健康安全管理担当者は、職員の安全を確保するため、一時的な業務の中断、退避等の措置をとることを規定した。

31 災害等の報告（第60条）

「職員の勤務する場所」には、通常職員が勤務する場所のほか、車両を使用して勤務する場合の当該車両等により、職員が公務を遂行すべきこととされている場所及び当直室で勤務に関して宿泊することとされている施設が含まれる。

「災害又は事故」は勤務中又は勤務に関連して発生したものをいう。

### 32 連絡協調（第62条）

職員の健康又は安全の管理に係る事務を分掌する所属長は、常に密接な連絡をとりながら、健康、安全管理についての措置に誤りのないよう相互に協力することを義務付けた。

### 33 健康管理個人票（第63条）

- (1) 健康管理を進めるうえの基礎資料として、全職員の健康管理個人票を整備することとし、新たに休務、療養記録、人間ドック検診記録欄を設け、疾病、健康状態等をよりの確には握し、職員の健康管理資料としての機能が果たせるようにした。
- (2) 健康管理個人票は、各所属の健康安全管理担当者が整備保管し、配置換等の場合は、異動先の健康安全管理担当者に送付するなど、その活用に努めることとした。

### 34 健康管理票（第64条）

健康管理票は、本部厚生課で作成のうえ、整理保管するものであるが、新たに成人病である肝臓病疾患と糖尿病欄を設けた。

## 第3 運用上の留意事項

### 1 主任健康安全管理責任者（第6条）

安全管理に関する所掌事務は、非常に広範で全所属にまたがっているが、安全管理の総合施策を進めるうえで、窓口を一本化して主任健康安全管理責任者（厚生課長）に行わせることとした。しかしながら、厚生課における人的、技術的能力から個々の具体的業務を処理させることは無理である。したがって個々の業務は、各所属長がそれぞれの所掌事務を遂行する責に任ずるものであつて、主任健康安全管理責任者は、安全面の窓口として総合的、窓口的な管理業務を行うものであるから誤りのないようにすること。

### 2 安全衛生管理者・安全衛生事務取扱担当者（第9条・第10条）

- (1) 本部（厚生課）、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察学校及び職員50人以上の警察署には、法の定めるところにより、資格を有する衛生管理者（本県警察は、安全管理者と合体させ、安全衛生管理者と呼称）を置かなければならないため、当該所属にあつては、所属長が推薦した職員を今後、年1回労働基準局主催により実施される衛生管理者試験に受験させる等の措置を講ずることとなるが、それまでの間、暫定措置として第10条に規定する安全衛生事務取扱担当者に準ずる者を充て、当該業務を行わせること。この場合、とりあえず所属長は、安全衛生事務取扱担当者として指名すること。
- (2) 安全衛生管理者は、原則として庶務・警務・会計又は健康安全管理事務を担当している係長又は主任の中から所属長が推薦し、試験合格後に任命するものとする。
- (3) 安全衛生事務取扱担当者は、警務・会計の業務に従事する主任以上の職員の中から、指定所属長が指名するものとする。

### 3 健康管理医（第11条）

近年、健康管理方法は、職員の高齢化や疾病構造の変化に伴って大きく変化しているばかりか、メンタルヘルス対策等が導入されるに至っている。また、国民の生活習慣の維持改善、受動喫煙の防止等を盛り込んだ健康増進法（平成14年法律第103号）が平成15年5月1日に施行されたことから、健康管理医を本部のほか各警察署にも置き、職員の健康の保持増進をこれまで以上に推進することとした。

しかし、健康管理は、「自分の健康は自分で守る」ことが原則であり、職員自らの自助努力においても健康の保持増進に努めることが重要な要素である。

### 4 安全衛生委員会（第12条）

職員50人以上の警察署における所属安全衛生委員会の構成は、本部安全衛生委員会に準じて、委員長は、副署長、委員は、警務課の課（係）長、安全衛生管理者等とし、「その他委員長の指定した者」とは、会計課長を、また、白バイ乗務員等健康に障害を及ぼすおそれのある業務に常時、従事している者の意見を聞く必要がある場合には、それらの者の中から適当な職員を指定するように運用し、いたずらに委員の数を増やして形式的にならないようにすること。

### 5 管理指導区分の指定（第35条）

- (1) 「健康に異常があると認められる職員」とは、循環器系疾患、結核性疾患、長期療養を必要とする者のほか、同一又は過去に反復して休務療養したことのある者、比較的難治と思われる疾病（肝臓病、糖尿病その他の成人病等）を有する者とし、病名、症状、勤務別、本人

の状態等について総合的に判断して指定の申請をすること。

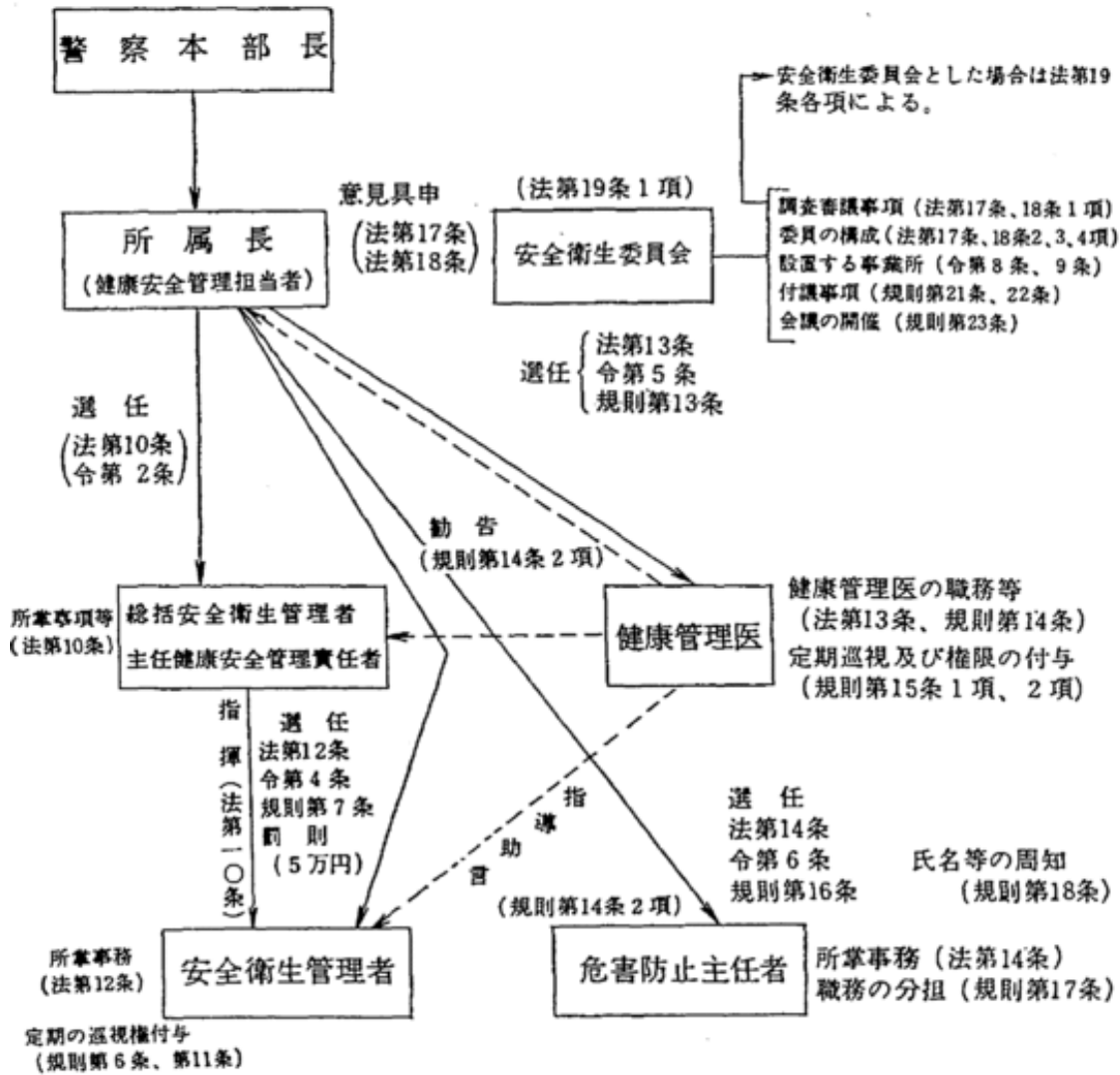
- (2) 職員が自ら受診するなど、健康診断以外の場合において、異常のあることを知り、健康安全管理担当者に報告した場合、報告を受けた健康安全管理担当者は、各健康診断の場合と同様に総括健康安全管理者に対して、指導区分の指定を申請すること。

#### 6 健康管理個人票（第63条）

- (1) 健康管理個人票は、各所属で作成すること。旧訓令による健康管理個人票は、今後における健康管理に資するよう保管しておくこと。
- (2) 第33条第3項には、循環器に異常があると認められる者の所属への通知を規定したが、特に循環器精密検診の結果、異常の認められない者（「著変なし」を含む。）についても所属に通知することとしたので、健康管理個人票に「異常なし」と記入すること。

別添

労働安全衛生法 (抜粋)



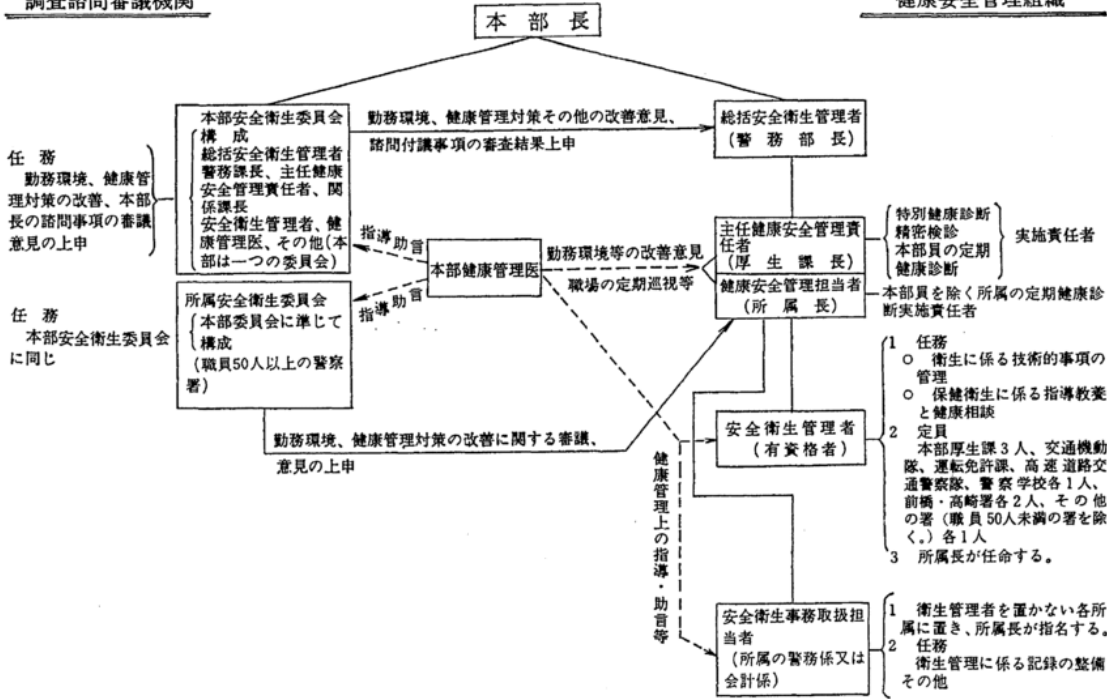
安全衛生管理者の選任については法的には根拠がないが、安全管理面から考えて実情によつて置くようにする。

公布施行期日			
	法令	公布	施行
1	労働安全衛生法	昭47. 6. 8 法律第57号	昭47.10.1
2	労働安全衛生法施行令	昭47. 8. 1 政令第318号	昭47.10.1
3	労働安全衛生規則	昭47. 9. 30 労働省令第32号	昭47.10.1



調査諮問審議機関

健康安全管理組織



別表 (第2関係)

警察に関係するとみられる主な安全管理事例

番号	安全関係事例事項	根拠規定	主管課	摘要
1	公・私用中における車両の安全運転の確保	群馬県警察の車両管理及び安全運転の確保に関する訓令	装備施設課	
2	泥酔者の保護・交通事故現場の実況見分、交通取締り、車両機関等による受傷事故	警察官の受傷事故防止を中心とした勤務及び活動の要領について	装備施設課 監察課	
3	ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接・溶断又は加熱の作業	群馬県警察自動車整備工場の設置及び運営に関する訓令	装備施設課 (自動車整備工場)	
4	ボイラー第1種圧力容器(ベツター)、非常用発動、発電機の取扱		装備施設課	
5	施設の損壊事故		装備施設課 監察課	
6	けん銃操法、けん銃射撃訓練、救急法(水上安全法を含む)、逮捕術、柔道、剣道、体育その他の術科訓練(試合、検定及び審査を含む)の安全管理	○群馬県警察術科訓練 安全管理要綱 ○けん銃操法	教養課	
7	乾燥車による加熱乾燥業務		厚生課	
8	交通事故による殉職受傷事故の防止、安全運転等		監察課	
9	野外における火災実験、共同野外実験		鑑識課	構造物の破壊、燃焼等を伴うもの
10	特定の科学薬品の取扱、有機溶剤、エックス線作業		鑑識課	
11	放射線業務に係る作業		鑑識課	
12	火薬類製造所、火薬庫等の立入調	火薬類の取締りに関	生活安全企	

	査	する事務取扱い訓令	画課	
13	水難、山岳遭難、爆発、抗内落盤、地すべり、がけくずれ等の事故発生時の救助活動、死体の収容等の警察活動	災害警備実施及び水難山岳遭難その他の事故に関する報告要領の制定について	警備第二課 地域課	多量の水の流出、土砂の崩壊、なだれ水等を起こし、又は起こすおそれのある者
14	防災訓練		警備第二課	
15	爆弾取扱処理		機動隊 警備第二課	爆発物の取扱処理及び周囲の見張り警戒を含む
16	レンジャー訓練活動		機動隊 警備第二課	墜落するおそれのあるもの、綱渡り、渡行訓練
17	ガス使用及び実験等		機動隊 警備第二課	発火、引火性の物又は可燃性のガス使用
18	交通事故処理、実況見分時の際等における危険防止	交通事故捜査処理に関する訓令	交通企画課 交通指導課	
19	信号機の保守作業		交通規制課	墜落するおそれのあるもの